

平成 13 年 3 月 5 日制定
2012 年 9 月 3 日一部改正
2019 年 8 月 5 日一部改正

本学会学術大会における年会費徴収方法の特例

本学会学術大会における共同演者は、本学会会員でなければなりません。非会員が共同演者となるためには、入会金、年会費を納入して本学会会員になる必要があります。

しかし、口腔外科分野以外の共同演者について、会員継続を希望しない場合は、例外として以下のような取扱いとします。ただし、日本臨床口腔病理学会並びに日本歯科放射線学会の会員については、別に定める申合せによるものとします。

1. 当該共同演者に申込み時の入会手続に際し、会員継続を希望しない旨を明記してもらい、翌年度で退会扱いとする。(学会側で退会処理を行う。) 年会費は翌年度分の年会費として取扱うこととする。
2. 前項で退会扱いとなった共同演者が、翌年度に再度共同演者となった場合は年会費のみ納入してもらう。
3. 第 1 項で退会扱いとなった共同演者が、翌々年度以降に共同演者となった場合には、新入会の場合と同じ扱いとなり、入会金と年会費を納入してもらう。

以上